

総務企画委員会 資料 文教経済委員会 資料	
令和2年6月12日、15日	
担当課 電話 (内線)	協働推進課 0857-30-8175 (内線 7320) 生涯学習・スポーツ課 0857-30-8425 (内線 7850)

地域組織のあり方検討について

1 経過及び取組状況

本市では、地域組織支援モデル事業の取組（組織の一体化・補助金等の一本化）と並行し、コミュニティ活動の拠点となる地区公民館の機能や運営形態について、関係団体（まちづくり協議会）や地区公民館、外部委員会等との意見交換を行ってきました。

そうした中、モデル事業に取り組んだ佐治地区（佐治まちづくり協議会）から、公共施設等の管理運営事業の受託について意向が示されました。

その後、地域組織による施設の管理運営の可能性について地域と協議を重ね、令和3年度から、拠点施設に指定管理者制度を導入し、地域組織による主体的で自立性のある運営、社会教育を基盤とした地域づくりの取組を促進させたいと考えています。

市政改革プラン（R2.3.25公表）

活動の主体となる「まちづくり協議会」などの地域組織が、より裁量を持って地区公民館の運営を行っていただくことができるよう指定管理者制度を活用することで、社会教育と地域づくり活動のより一層の連携を図り、住民自治を推進します。

2 指定管理者制度の内容等（案）

（1）対象施設

佐治町コミュニティセンター（佐治地区公民館との複合施設）

- ・ 建築年：昭和59年（築36年）
- ・ 構造：鉄筋コンクリート造3階
- ・ 延床面積：1,548.74㎡
- ・ 所管：生涯学習・スポーツ課

（2）地域組織による地域づくり事業と拠点施設の運営により期待される効果

- ① 地域の実態や課題解決、地域づくりの視点を踏まえた主体的で自立性のある運営、コミュニティ活動の拠点となる施設の実現
- ② 地域組織による柔軟でより効果的な施設活用・運営による住民福祉の向上

（3）想定している業務内容（仕様書に定める主な指定管理業務）

- ① 地域振興・福祉業務（コミュニティ計画に基づく各種事業の支援）
- ② 生涯学習業務（住民福祉の増進や地域づくりの基盤となる学びの提供）
- ③ 災害対応業務（避難場所としての施設管理）
- ④ 施設運営業務（施設の貸し出し、利用料金の徴収、管理に必要な鍵の保管）
- ⑤ 施設管理業務（建築物及び設備の保守管理、備品の保守管理、施設管理、清掃）

3 今後の取組（スケジュール案）

- 令和2年6月 総務企画・文教経済委員会へ経過等を報告
8月 指定管理者制度検討委員会（制度導入等を審議）
《以下、指定管理者制度の導入を進める場合》
9月 指定管理者制度導入に関連する条例改正及び債務負担に関する議案上程
指定管理者の募集
12月 指定管理者指定に関する議案上程
令和3年4月 指定管理者による運営開始（3年間を予定）

《今後の取組み方針》

今回の地域拠点施設への指定管理者制度導入は、地域が「地域の維持発展と活性化に寄与すること」を目的として取り組むまちづくり事業の一環として、地域の希望に沿った地域運営をめざすものであり、全市一律に進めるものではありません。

今後も地域と対話を重ね、各地域がそれぞれの判断によって、地域のニーズや実態、特性に応じた運営手法を選択できるような柔軟な仕組み（制度）をめざします。